

## 別表十四（六）付表二の記載の仕方

この明細書は、法人が令第123条の9第4項（特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例）（同条第6項から第8項までにおいて準用する場合を含みます。以下同じ。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（令第123条の9第4項の規定により法第81条の3第1項

に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。